

伊豆の国市入札監視委員会 令和5年度第2回定例会議の議事概要

開催日時	令和5年12月1日（金）10時25分から11時55分まで
開催場所	伊豆の国市役所本庁舎3階 第3会議室
出席委員	会長 大谷 良則（税理士） 委員 杉山 成一（弁護士） 蓼沼 智行（大学教員）
説明のため出席した職員	企画財政部財務課契約室 室長、外1名 市民環境部環境政策課 課長、外1名 都市整備部建設課 土木2係長 産業部観光文化課 文化振興係長、観光振興係長、外1名 教育部学校教育課 課長、外1名
事務局	総務部行政経営課 課長、外1名
議題・報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度上期 工事請負契約状況について（報告）</li> <li>・審議</li> <li>（1）令和5年度 焼却施設解体事業           長岡清掃センター解体撤去工事</li> <li>（2）令和5年度 通学路等整備事業           大3065号線舗装工事</li> <li>（3）令和5年度 韮山文化センター維持管理事業           非常用自家発電設備修繕</li> <li>（4）令和5年度 観光案内板維持管理事業           観光案内板整備工事</li> <li>（5）令和5年度 学校給食総務管理事業           大仁学校給食センター 自動食器供給・整理装置修繕</li> <li>・その他</li> </ul>
委員からの意見・質問等とそれに対する回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度上期 工事請負契約状況について（報告）</li> <li>Q1       入札参加資格停止の運用状況について、伊豆の国市の発注に関連する案件は3件とのことだが、入札参加資格停止期間の設定は基準に基づき機械的に行われるのか？</li> </ul>

	<p>A1</p> <p>「伊豆の国市入札参加停止等措置要綱」及び「伊豆の国市入札参加停止等措置要綱の取扱いについて」により、おおよその期間が決まる。例えば、契約不適合の行為があった場合は停止期間1～3か月となる。さらに、その期間の中で何か月を適用するかは、伊豆の国市建設業者等選定委員会で審議し決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 抽出事案の審議</li></ul> <p style="padding-left: 40px;">別紙1のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ その他</li></ul>
--	--

## ・ 抽出事案の審議

(1) 令和5年度 焼却施設解体事業 長岡清掃センター解体撤去工事	
質問	回答
<p>Q1</p> <p>資料として低入札価格調査委員会の会議録があるが、こちらでも説明されたい。</p>	<p>A1</p> <p>本件は予定価格が5千万円以上の建設工事であり、調査基準価格を下回ったため、低入札価格調査委員会に諮ることとなった。調査基準価格については、「伊豆の国市建設工事低入札価格調査制度実施要綱の運用」により設定した。なお、失格判断基準価格については本運用により設定していない。伊豆の国市建設工事低入札価格調査委員会は、落札者の経営内容や見積りの内容、下請けの見積りの内容等から確実に施工ができるものとの判断し、落札者として決定した。</p>
<p>Q2</p> <p>予定価格と落札額に大きな差がある。予定価格や設計価格に問題はなかったか。</p> <p>工事の特殊性から、ある程度の費用を見込んだが、結果として想定より落札額が下がったということか？</p>	<p>A2</p> <p>予定価格については、市の定めた基準により設定した。</p> <p>本工事は焼却施設の解体工事という特殊な工事であることから「性能発注方式」という、発注者が要求水準を示した仕様書を作成し発注を行う方式を採用した。設計価格の設定については、本市において見積りを徴取する場合に準用する「静岡県積算基準決定要領」を準用し、参考となる見積りを徴取し設計価格を設定した。</p> <p>性能発注方式では、要求水準の中で事業者にある程度自由度が与えられるため、コスト削減や工期の短縮等が可能になることから、落札額が下がったのではないかと思う。</p>

<p>Q3</p> <p>低入札価格調査委員会の議事録内（P29）に、「下請けが提出した見積りと工事内容書が合致しており、下請に対するダンピングの心配はないと考える」との意見の記載があるが、この合致を理由にダンピングの心配がないとは言えないのではないか？</p> <p>下請け業者からの見積りと工事内容が一致しているというのはダンピングの心配がないという理由付けにはならないのではないか？</p> <p>この記載内容では誤解を与えることになる。</p> <p>Q3</p> <p>予定価格に対し契約金額がかなり低くなっている。物価の高騰に関しては問題ないか？</p>	<p>A3</p> <p>下請け業者からの見積りと元請け業者からの見積りは別々に徴取している。下請け業者が元請け業者に示した金額より、元請け業者が市に提示した金額が低かった場合ダンピングを疑う要因となる。このダンピングを防ぐ意味で、見積金額の合致を確認した。</p> <p>低入札価格調査は、低価格で発注しても適切に施工されるかを確認することが趣旨。下請け業者から見積内容等を聴取し、適切に施工できるか否か判断する。</p> <p>今後の低入札価格調査委員会の議事録作成時には、書きぶりに注意する。</p> <p>A3</p> <p>現時点では受注者からスライド条項の適用の相談や申請はない。</p>
<p><b>【審議結果】</b></p> <p>適正に処理されていることを確認した。</p>	

(2) 令和5年度 通学路等整備事業 大3065号線舗装工事	
質問	回答
Q1 落札率が高いが、すべての事業者の応札額が近似しており、落札業者のみ予定価格を下回っている。応札に応じた業者の内、3者は落札業者の株主。株主との関係について把握しているか？	A1 株主の確認は行っていない。本工事の現場は鉄道が近接しており、また、夜間施工であり施工条件が良好でないため、事業者は積極的に応札しなかったと推測される。
Q2 夜間施工となり人工の単価が割高になると思うが、積算にあたりその点は考慮されているか？	A2 お見込みのとおり。
<b>【審議結果】</b> 適正に処理されていることを確認した。	

(3) 令和5年度 韮山文化センター維持管理事業 非常用自家発電設備修繕	
質問	回答
<p>Q1 参考見積りは何者から徴取したか？</p> <p>Q2 応札している事業者の中で落札事業者以外は、自家発電設備の修繕を行っているイメージがない。設置されている機器のメーカーが修繕を実施するのが一般的だと思う。</p>	<p>A1 設置されている自家発電設備機器のメーカーである1者から参考見積りを徴取した。</p> <p>A2 市の競争入札参加資格を有し、希望業種登録が「発電設備工事」の事業者を抽出し指名した。どのメーカーの修繕ができるかといった調査は行っていない。</p>
<p><b>【審議結果】</b> 適正に処理されていることを確認した。</p>	

(4) 令和5年度 観光案内板維持管理事業 観光案内板整備工事	
質問	回答
<p>Q1</p> <p>工事内容について、支柱等から整備したのではなく、観光案内板の板面のみを新たに更新したということか？また、デザインは事業者が考えるのか？</p>	<p>A1</p> <p>板面のみ更新。令和3年度及び令和4年度も同様の工事を実施しているため、デザインはそれらを流用している。なお、これらのデザインは、「しずおか公共サイン整備ガイドライン」に準用している。</p>
<p>Q2</p> <p>落札率が低いですが、設計価格はどうのように設定したか？</p>	<p>A2</p> <p>本工事においては、道路沿いの観光案内板だったため、道路維持工事にて間接経費率を設定した。令和3年度及び令和4年度に実施した同様の工事は、公園や文化施設敷地内の観光案内板の整備だったため、公園工事にて間接経費率を設定していた。道路維持工事と公園工事では間接経費率が倍程度異なる。200万円程度で応札した業者は、公園工事に近い間接経費率にて見積額を算出したと考えられる。</p>
<p>既存の板面をはがし、工場で作成した板面を現地で貼るという作業になると思う。現地の作業時間はそれほどではないと思うが、道路維持工事の間接経費で設計する必要があったのか？また、公園工事として設計した場合の価格は把握しているか？</p>	<p>観光案内板整備の工種としては、道路維持工事か公園工事が対象となる。道路沿いの観光案内板だったため、道路維持工事として設計した。車の通行はあるので危険性は公園工事より高いため、道路維持工事を選択したことは適切だったと認識している。工種を公園工事とした場合、設計価格は235万円となり応札額に近似する。</p>
<p>設計、積算に当たっては、現場の状況も考慮すべきではないか。</p>	<p>承知した。</p>

<b>【審議結果】</b> 適正に処理されていることを確認した。	



(5) 令和5年度 学校給食総務管理事業 大仁学校給食センター 自動食器供給・整理装置修繕	
質問	回答
Q1 抽出事案説明書の業者選定理由にて、「部品が製造されていないため、それに対応した部品を揃えることができ」と記載があるがこれはこういった意味になるか？	A1 部品の製造は行われていないが、部品の設計図を持っていたため、特注で製造をした。
Q2 どういった装置になるか？	A2 食器の洗浄機となる。入口部分に食器を積み重ね1枚ずつ洗い、食器が整理されて出てくる装置となる。洗浄機の入口部分と出口部分を修繕した。
Q3 装置1基を購入すると費用はどれくらいになるか？	A3 機能によるがカタログ価格では850万円から1000万円程度となる。
Q4 作業日数は多くないと思うが、部品が高かったのか？	A4 作業は2日であった。製造されていない部品を特注で製造したため、部品が高くなった。
Q5 食器が洗われないといった症状は初めてか？	A5 過去にもあり、不具合の度に事業者による調整や職員が手洗いすることで対応してきたが、摩耗の限度を超えたため修繕を実施することになった。
Q6 大仁給食センターができてから使っているのか？	A6 大仁給食センターは1992年に建設しているが、2006年に装置を更新している。

<p>長岡給食センター等の他の給食センターも同じような装置が導入されているのか？</p> <p>他の給食センターにも同様の症状が出てくるか？</p>	<p>メーカーは異なるがベルトコンベア式の食器洗浄機が導入されている。なお、各給食センターで取扱う食器が異なり、その食器に合わせて装置をカスタマイズしているため、部品の流用は行えなかった。</p> <p>お見込みのとおり。</p>
<p><b>【審議結果】</b></p> <p>適正に処理されていることを確認した。</p>	